

【 特定処遇改善加算に関する通達 】

2019年10月より、新しい経済政策パッケージに基づく介護職員・福祉職員の処遇改善が実施されます。政策趣旨として、介護・福祉人材確保のための取り組みとして、経験・技能のある職員に重点配分した処遇改善を図る目的です。（詳細に関しては添付資料1参照）

ハッピーサービスグループにおいても、この政策趣旨を踏まえて所定の配分ルールに則り、適正な配分を行います。配分方法は以下の通りとします。

I. 対象事業所と対象社員、処遇改善内容

1. 対象事業所

① 【介護職員等特定処遇改善加算】

ハッピーデイサービスセンター、ハッピーデイリハビリ館西ノ京・大安寺、リゾートデイサービス ハッピーライフ、有料老人ホーム ハッピーガーデン西ノ京・大安寺・京西

② 【福祉・介護職員等特定処遇改善加算】

発達支援リハスタジオ ハッピーリング西ノ京

2. 対象社員と処遇改善内容

① 【介護職員等特定処遇改善加算】

イ) 経験・技能のある社員に対して

★対象者：下記の(a),(b)の要件を両方満たしたもの

(a)介護福祉士

(b)1月1日時点での入社歴が3年以上または、サービス提供責任者または、リーダー以上の役職者

★処遇改善内容

常勤：介護福祉士資格手当 (変更前)月額1万円 → (変更後)月額3万円

非常勤：介護福祉士資格手当 (変更前)時給50円 → (変更後)時給150円

※ただし、常勤社員で上記対象者に含まれる者のうち、CM資格を所有する者に関しては資格手当を3万5千円とする。

ロ) その他の介護職社員に対して

★対象者：有料老人ホーム ハッピーガーデン西ノ京・大安寺・京西に勤務する介護士
(ヘルプ勤務の介護士含む)

★処遇改善内容

・早出・遅出手当

(変更前) 1時間あたり 100円 → (変更後) 1時間あたり 200円

※早出時間：7:00～10:00 遅出時間：19:00～22:00

・夜勤手当

(変更前) 1回あたり 5,000円 → (変更後) 1回あたり 6,000円

・その他

イ)、ロ)の処遇改善内容を実施し、それでもなお特定処遇改善加算金の財源を使い切れなかった場合には、毎年年度末に対象者に対して合理的な基準により一時金を支給する。

ハ) その他の職種社員に対して

対象者：無し

② 【福祉・介護職員等特定処遇改善加算】

イ) 経験・技能のある社員に対して

★対象者：リーダー以上の役職者(児童発達支援管理責任者も対象)と一定の経験・技能のある社員

★処遇改善内容

マネージャー : 技能手当を創設 2万円

リーダー : 技能手当を創設 1万円

経験・技能のある社員 : 技能手当を創設 5千円

ロ) その他の福祉職社員に対して

★対象者：発達支援リハスタジオ ハッピーリング西ノ京に勤務する常勤社員

★処遇改善内容

・技能手当を創設 5千円

・その他

イ)、ロ)の処遇改善内容を実施し、それでもなお特定処遇改善加算金の財源を使い切れなかった場合には、毎年年度末に対象者に対して合理的な基準により一時金を支給する。

ハ) その他の職種社員に対して

対象者：無し

II. 財源と処遇改善見込み額

① 財源（年間加算算定見込み額）

【介護職員等特定処遇改善加算】

ハッピーデイサービスセンター：867千円

ハッピーデイリハビリ館西ノ京：769千円

ハッピーデイリハビリ館大安寺：459千円

リゾートデイサービス ハッピーリライフ：1025千円

有料老人ホーム ハッピーガーデン西ノ京・大安寺・京西：8,008千円

（ハッピーガーデンヘルパーステーション）

合計 11,129千円

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算】

発達支援リハスタジオ ハッピーリング西ノ京：623千円

合計 623千円

② 処遇改善見込み額

【介護職員等特定処遇改善加算】

イ) の処遇改善内容：8,418千円

ロ) の処遇改善内容：2,498千円

合計 10,915千円

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算】

イ) の処遇改善内容：414千円

ロ) の処遇改善内容：207千円

合計 621千円

新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

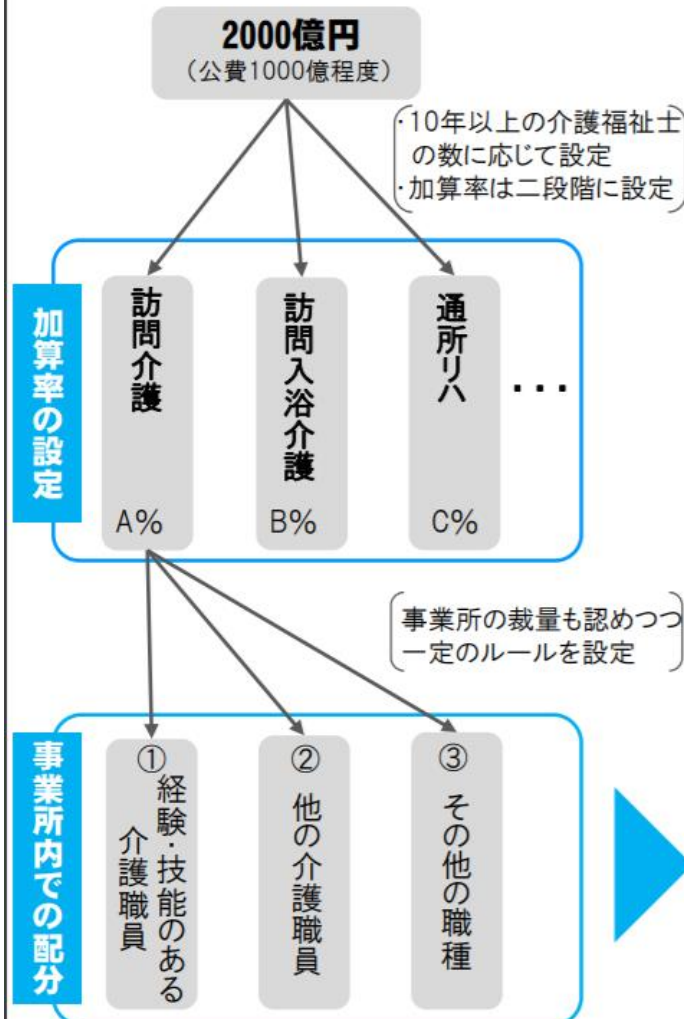
社保審一介護給付費分科会
第168回(H31.2.13)資料1 一部修正

国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現
※小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。
 - ▶ 平均の処遇改善額が、
 - ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
 - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定
※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能

